



9	H31. 1. 9	R1. 7. 31	東京都魚市場協同組合の平成30年12月付「歳末期における買い出人等、歩行者の安全対策（歩道への荷置き等の禁止）」について」と題する文書における ③「東京都と協議を重ねてまいりました」との記載に関し、同協同組合と東京都との協議の詳細がわかる文書、たとえば面談記録・面会記録、打ち合わせメモ、同協同組合との電子メール等、に該当する、一切の書面および図面ならびに電磁的記録。ただし、同協同組合に出向している公務員以外の者についての個人情報を除く。																	1	豊洲市場 管理課		
10	H30. 12. 28	R1. 7. 31	小池百合子氏が都知事に就任してから、本開示請求受付の日までの間に行われた、豊洲市場への中央卸売市場移転および築地市場解体ならびにこれらの方針の転換もしくは変遷に関する、市場局と都知事および副知事の間の打ち合わせ、報告、業務命令、決裁等の、都知事の見聞決定プロセスの分かる一切の書面および図面ならびに電磁的記録。																	1	(条例第11条第2項) 小池知事就任から本開示請求受付の日までにおいて、豊洲市場への中央卸売市場移転及び築地市場解体に関する方針に変更はないため、実施機関には、対象公文書が存在せず、非開示とする。	管理部 総務課	
11	H30. 12. 31	R1. 7. 31	オリンピック・パラリンピックの駐車場に関して①旧築地市場施設を更地にする事なく、いまある旧築地市場施設を活用することで、オリンピック・パラリンピックの駐車場を確保する選択肢の検討の有無、および、②当該選択肢を検討していたならば、その検討内容、③検討していなかったならば、検討しなかった理由および根拠、ならびに、④当該選択肢を採用しなかった理由および根拠ならびに意思決定プロセスの分かる、一切の書面および図面ならびに電磁的記録。																	1	1	実施機関では、オリンピック・パラリンピックの駐車場確保に関する検討をしていないため、請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	事業部 施設課
12	H31. 1. 2	R1. 7. 31	築地市場の解体工事が、原因となって、または、結果的に、同地域の地価を騰貴せしめるおそれにかかる、認識ならびに検討の有無、およびその内容のわかる、一切の書面および図面ならびに電磁的記録。たとえば、議事録、打ち合わせメモ、面談記録、面会記録、不動産鑑定士等への依頼にかかる書面、地価の見直しに関する外部の意見および要望を記した書面、等。																	1	実施機関では、築地市場の解体工事が原因となって、または結果的に、同地域の地価を騰貴せしめるおそれにかかる認識、検討はしていない。このため、当該公文書は作成及び取得しておらず、存在しない。	管理部 財務課	
13	H30. 12. 31	R1. 7. 30	旧築地市場から豊洲市場に移転し、現在豊洲市場において営業を継続している業者が、オリンピック・パラリンピックの終了後に、築地に戻る可能性もしくは可否についての、検討および本開示請求受付の日における結論にかかる、一切の書面および電磁的記録。たとえば、起案原義、議事録、打ち合わせメモ、面談記録、面会記録、業者からの要望書およびこれに対する回答案、等。																		豊洲市場への移転及び築地の再開発については、平成29年6月20日の基本方針の考え方をベースとして、都として検討を行い、平成29年7月21日の「市場移転に関する関係局長会議」において、具体的な取組内容を取りまとめております。平成29年7月21日の当該会議において、「将来、築地に戻ることを希望する仲卸業者に応えるための方策に関する検討を、豊洲市場移転後の状況を踏まえながら行う」としており、本件請求に関連する資料としては当該資料が該当しますが、当該会議の資料は既にホームページで公表されているため、東京都情報公開条例第18条第2項の規定により、開示請求の対象とはなりません。	管理部 総務課	
14	H30. 12. 31	R1. 7. 30	旧築地市場の解体工事を急いでいる現状と、12月26日の東京新聞のインタビューにおいて小池都知事が、「築地が培ってきた伝統である食の文化もしっかり守る」とはっきり表明したこととの、整合性のわかる、一切の書面および電磁的記録。たとえば、知事もしくは副知事との打ち合わせ記録、議事録、知事の記者会見の前後に行った検討の記録、知事に対するレクチャーの記録、等。																	1	旧築地市場の解体工事は、築地市場跡地への環状第2号線及び東京2020大会の車両基地の整備に向けて、適切な工程で進めている。 築地再開発は、築地のポテンシャルを生かし、魅力と付加価値を高め、東京の持続的成長につなげていくことを目的としている。 本件開示請求で示されている内容について、関連付けて検討した事実はなく、実施機関では、当該公文書について、作成及び取得をしていないため、存在しない。	管理部 総務課	

#### 表の見方

##### <決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

##### <(根拠規定)条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

##### <公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。